

足立区議会議員待遇者規程

(昭和22年4月24日告示第16号)

改正 昭和36年10月20日

第1条 足立区議会議員（以下区議会議員と称す）として2期以上その職にあつた者が退職したときは、終身区議会議員待遇者として礼遇することができる。

附 則

- 1 従前の規程により区議会議員と同様の待遇を受けていた者については、引続き待遇者とする。
- 2 昭和22年4月30日以前区議会議員として在職した者が再び区議会議員となつたときは、その在職年数はこれを通算する。
- 3 昭和15年11月27日から昭和21年10月末日まで区議会議員の職にあつた者については、その在職年数にかかわらず、第1条の待遇者として礼遇することができる。
- 4 この規程は、昭和22年4月30日からこれを適用する。

附 則（昭和36年10月20日）

この規程は、昭和36年4月30日から適用する。